

第8回 川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月25日(月)午前9時30分から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 新野 勝廣

会長職務代理者 9番 高橋 孝博

委員 1番 竹田 浩徳、2番 阿部 つや子、3番 遠藤 愛、4番 平田 壽和
5番 後藤 満良、6番 勝見 和彦、7番 竹田 総一、8番 市川 博幸

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第17号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について

第 5 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 報告第19号 非農地証明の結果報告について

第 7 議 第 28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第 8 議 第 29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)

第 9 議 第 30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)

第10 議 第 31号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(使用貸借権の設定)

第11 議 第 32号 農用地利用集積計画に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤賢一、農地主査 竹田智弘、主事 高橋秀仁

6. 会議の概要

(会長新野勝廣は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 新野勝廣

ただ今より、第8回、川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程により進めます。

直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席4番、平田委員、議席5番、後藤委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については、事務局職員より竹田農地主査並びに高橋主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りします。会期を本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第17号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

1 ページをお開きください。報告第17号、令和5年8月25日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、まず所有権の移転ですが、8月申し出件数は2件、田12,459㎡、そのうち個人への調整決定件数が2件、田12,459㎡です。所有権移転合計が2件、田12,459㎡です。これらは川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。

以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第18号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

3ページをお開きください。報告第18号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和5年9月25日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は11件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

(以下、議案書を読み上げる)

以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、報告第19号、非農地証明の結果報告について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

6ページをお開きください。報告第19号、非農地証明の結果報告について、申請件数は1件です。

7ページをお開きください。願い人●●、場所につきましては、大字西大塚字菊田一1100-1、田89㎡、二筆合計95.61㎡でございます。非農地となった時期及び事由については、昭和41年7月頃に居宅を新築いたしまして、以降宅地として利用しておったということでございます。

調査員の意見といたしまして、令和5年9月15日に、竹田総一委員、後藤委員、事務局で現地調査の結果、申請内容に相違ないことを確認しております。

以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第7、議第28号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

8ページをお開きください。議第28号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について、許可申請あったので委員会の可否を求める。令和5年9月25日提出、川西町農業委員会会長名。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番、●●、●●、大字朴沢字松木沢837-1、田503㎡、計田4筆3,573㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

以上、今回の申請について、譲受人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席8番、市川委員より報告願います。

委員 市川 博幸

番号1番については、9月7日に高橋推進委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、総額●●円は妥当だと判断します。

よろしく願います。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

ご質問のある方いらっしゃいませんか。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第29号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程します。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

9ページをお開きください。議第29号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について、許可申請があったので委員会の可否を求める。令和5年9月25日提出、川西町農業委員会会長名。こちらも同じように読み上げます。

1番、●●、●●、大字吉田字工小屋3466-2、畑160㎡、計畑4筆1,319.9㎡、貸し直し、経営移譲です。

以上今回の申請について、賃借人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について、報告を求めます。

番号1番について、本職より報告いたします。

番号1番について、9月16日に推進委員の高梨委員が現地を調査しております。今回の申請は、貸し直し、経営移譲です。賃借人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a借賃●●円は妥当だと判断いたします。

よろしくお願いいたします。

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

ご質問のある方いらっしゃいませんか。

(質問なし)

質問なしと認めます。

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第9、議第30号、農法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

10ページをお開きください。議第30号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定について、許可申請があったので委員会の可否を求める。令和5年9月25日提出、川西町農業委員会会長名。こちらも同じように読み上げます。

1番、●●、●●、大字西大塚字北大巻一125-1、田5,858㎡、計田1筆5,858㎡、畑1筆182㎡、経営移譲、借受でございます。

以上、今回の申請について、借受人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項の各号に定める不許可要件に該当していません。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席4番、平田委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号1番について、9月13日に、推進員堀越委員と私が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、経営移譲です。農業者年金の経営所得に関わる使用貸借権の設定であり、周辺の農地への影響もなく妥当だと判断します。

よろしくお願いいたします。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

ご質問のある方いらっしゃいませんか。

(質問なし)

質問なしと認め、お諮りします。

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第10、議第31号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

11ページをお開きください。議第31号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う使用貸借権の設定について、許可申請があったので知事に送付の意見を伏せられたい。令和5年9月25日提出、川西町農業委員会会長名。こちらも同じように読み上げます。

1番●●、●●、大字黒川字本屋敷一845-1、畑218㎡、計畑3筆336㎡。農地区分は第2種農地で、使用目的は、一般住宅を建設するものでございます。別途補足しております補足資料で補足をさせていただきたいと思っております。補足資料の1ページ、2ページは申請書の中身になりますが、3ページが今回の申請地になります。また、5ページには転用に係る土地利用計画図を載せております。今回の総事業費は●●円でございます、資金調達方法が、自己資金●●円、残り●●円を融資で調達する計画でございます、それぞれ残高証明書、融資証明書を確認しております。汚水排水は公共下水道、雨水は地下浸透の計画でございます。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席7番、竹田委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号1番について、令和5年9月15日に、後藤委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は黒川地内にある第2種農地の畑であり、一般住宅を建設するための申請です。転用後の造成については、整地のみであり、周囲は宅地などで囲まれているため、法面保護の必

要もありません。周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断します。

以上です。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

ご質問のある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

質問なしと認め、お諮りします。本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件について、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第11、議第32号、農用地利用集積計画に対する決定について、を上程します。

事務局の説明を求めます。

主事 高橋 秀仁

12ページをお開きください。議第32号、農用地利用集積計画に対する決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和5年9月25日提出、川西町農業委員会会長名。

13ページをお開きください。

(以下、議案書を読み上げる。)

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等があればお受けします。

(質問なし)

質問なしと認め、お諮りします。

本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件について、計画内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

これもちまして、第8回、川西町農業委員会総会を閉会いたします。

この会議録は書記の記載したものであるが、正確を証するためここに署名する。

令和5年9月25日

川西町農業委員会議長	会 長	新野 啓彦
議事録署名委員	4番	平田 寿和
議事録署名委員	5番	後藤 満良